

定款附属書総代選挙規程

(被選挙権を有しない者)

第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。

(1) 未成年者

(2) 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(3) 農業協同組合法（以下「法」という。）第30条の4第1項第3号に定める者

(4) 前号に掲げる者以外の者であって、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

(選挙期日)

第2条 総代の任期満了による選挙は、総代の任期が終わる日の60日前から7日前までの間に行う。

2 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から60日以内に行う。

(選挙区等)

第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。

2 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、別表のとおりとする。

3 各選挙区の総代の半数以上は、この組合の定款第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。

4 正組合員は、その住所を有する選挙区において投票権を有する。ただし、この組合の地区外に住所を有する正組合員は、その者が最も多くの耕作地（農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の設定を行った土地を含む。）を有する選挙区において投票権を有する。

(選挙の通知及び公告)

第4条 選挙期日は、その期日の10日前までに、書面をもって正組合員に通知し、かつ、組合の掲示場に掲示するものとする。

2 前項の通知及び掲示場には、投票開始の時刻、投票終了の時刻、投票所、開票所、各選挙区ごとに選挙する総代の数及び投票用紙に記載すべき選挙する総代の数を記載し、かつ、これらの事項を記載した書面を掲示するものとする。

(候補者)

第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推薦することができない。

2 総代に立候補しようとする者は、選挙期日の掲示のあった日から選挙期日の3日前までの間に、その旨を書面をもってこの組合に届け出て立候補しなければならない。

3 総代の候補者を推薦しようとする者は、本人の承諾を得て、前項の期間内にその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。

4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の住所、氏名及び立候補又は被推薦の別を、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。

5 総代の候補者が立候補を辞退し、又は推薦による候補者でなくなった場合には、立候補した者又は推薦をし、若しくは推薦をされた者は、直ちにその旨を書面をもってこの組合に届け出なければならない。

6 第4項の掲示のあった日以後において前項の届出があった場合には、この組合は、直ちにその旨を組合の掲示場に掲示するものとする。

（選挙管理者等）

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに、経営管理委員会会長（以下「会長」という。）が経営管理委員会の決議により、本人の承諾を得て正組合員のうちからそれぞれ指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごとに指名するものとする。

3 選挙管理者は、開票管理者を兼ねることができる。

4 総代の候補者は、選挙管理者、投票管理者又は開票管理者となることができない。

（選挙管理者の職務）

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第9条の規定による報告を受けたときは、選挙立会人立会いの上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選挙録を作つて選挙に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名又は記名押印をしなければならない。

（投票管理者の職務）

第8条 投票管理者は、投票に関する事務を担当し、投票録を作つて投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 投票管理者は、投票立会人立会いの上、投票録及び投票箱を開票管理者に引き渡さなければならない。

（開票管理者の職務）

第9条 開票管理者は、開票に関する事務を担当し、開票立会人立会いの上、投票箱を開き、投票を点検し、開票立会人の意見を聴いて投票の効力を決定し、直ちにその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名又は記名押印をしなければならない。

2 第6条第3項の規定により選挙管理者が開票管理者を兼ねた場合には、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載することができる。

（選挙録等の保存）

第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選挙に係る総代の在任期間中、この組

合において保存するものとする。

(選挙立会人等)

第11条 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、選挙ごとに、会長が経営管理委員会の決議により、本人の承諾を得て正組合員のうちからそれぞれ3人（投票立会人及び開票立会人にあつては、選挙区ごとにそれぞれ3人）を指名するものとする。

2 選挙立会人は、開票立会人を兼ねることができる。

3 総代の候補者は、選挙立会人、投票立会人及び開票立会人となることができない。

(選挙の方法)

第12条 選挙は、無記名投票によって行う。

2 投票は、正組合員1人につき1票とする。

(投票所)

第13条 投票所は、各選挙区ごとにそれぞれ投票管理者の指定する場所に設ける。

(投票)

第14条 正組合員は、投票しようとするときは、組合員名簿の記載又は記録その他によりその資格を明らかにしなければならない。

2 投票用紙は、選挙の当日、投票所において、正組合員に交付するものとする。

3 正組合員は、前項の投票用紙に総代の候補者の氏名を自書して、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙に記載すべき総代の数は、1人とする。

5 投票開始の時刻は、午前7時とし、投票終了の時刻は、午後5時とする。

(投票の拒否)

第15条 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第16条 開票所は、各選挙区ごとにそれぞれ開票管理者の指定する場所に設ける。

2 開票は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 総代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、住所又は敬称の類を記入したものを除く。）

(3) 総代の候補者の何人であるか確認し難い氏名を記載したもの

(4) 総代の候補者の氏名を自書していないもの

(5) 第23条の規定による再選挙又は第25条の規定による補欠選挙の場合にあつては、それぞれ既に当選人となっている者の氏名又は現に総代である者の氏名を記載したもの

(6) 1票中に2人以上の総代の候補者の氏名を記載したもの

(当選人)

第18条 選挙区ごとに、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選挙すべき総代の数で有効投票総数を除して得た数の4分の1以上の得票数がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じであるときは、選挙管理者が、選挙立会人立会いの上、くじで定めるものとする。

(無投票当選)

第19条 総代の候補者がその選挙において選挙する総代の数を超えないとき又は超えなくなったときは、投票は行わない。

2 前項の規定により投票を行わないこととなったときは、選挙管理者は直ちにその旨を投票管理者に通知し、併せてこれを組合の掲示場に掲示しなければならない。

3 第1項の場合においては、当該総代の候補者を当選人とする。

(当選の通知等)

第20条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の住所及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。

(就 任)

第21条 当選人は、前条の掲示があった日に、総代に就任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当選人は、現任総代の任期満了後における次条の規定による当選及び第25条の規定による補欠選挙の場合を除き、前項の掲示があった日が現任総代の任期満了の日以前であるときは、その任期満了の翌日に就任するものとする。

(当選の取消し)

第22条 法第96条の規定により当選の取消しがあったときは、会長は、直ちに第18条の例により当選人を定めなければならない。

2 第20条から前条までの規定は、前項の規定により当選人が定まった場合に準用する。

(再選挙)

第23条 第18条の規定による当選人がない場合、選挙すべき総代の数に足る当選人を得ることができない場合又は法第96条の規定による選挙若しくは当選の取消しの結果前条の規定により当選人を定めることができない場合は、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(総代が欠けた場合の繰上げ補充)

第24条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項ただし書の得票数を有する者で当選人とならなかったものがあるときは、会長は、第18条の例によって、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2 前項の場合には、第20条及び第21条の規定を準用する。

(補欠選挙)

第25条 選挙区ごとに定める総代の全部又は一部が欠けた場合には、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、当該選挙区ごとに、その不足の員数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠員数が当該選挙区の総代の定数の3分の1未満であるとき、又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前3月以内であるときは、補欠選挙を行わないことができる。

附 則（認可 平成14年4月25日14農企第3446号、変更 平成14年3月30日）

- 1 この規程は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表は、現総代の任期満了に伴う総代選挙の時から適用し、それまではなお従前の例による。

附 則（認可 平成15年3月31日14農企第32656号、変更 平成14年12月23日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日以後、現総代の任期満了に伴う総代選挙の時から適用し、それまではなお従前の例による。

附 則（認可 平成15年5月1日15農政第8086号、変更 平成15年3月29日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可があった日から効力を生ずる。

附 則（認可 平成17年3月31日16農政第68067号、変更 平成17年4月1日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則（認可 平成18年4月28日18農政第7923号、変更 平成18年3月25日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則（認可 平成19年6月1日19農政第13785号、変更 平成19年3月31日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 別表第170区の選挙区に住所を有する変更前からの正組合員については、従前の選挙区において投票権を有する。

附 則（認可 平成20年4月28日20農政第6643-02号、変更 平成20年3月29日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則（認可 平成21年4月28日21農政第4238-2号、変更 平成21年3月28日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則（認可 平成24年3月30日23農政第38815号、変更 平成23年6月25日）

- 1 この規程の変更は、平成25年4月1日から効力を生ずる。

附 則（認可 平成27年4月6日27農政第1680号、変更 平成27年3月28日）

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表は、現総代の任期満了に伴う総代選挙の時から適用し、それまではなお従前の例による。

附 則（認可 平成30年4月16日30農政第5121号、変更 平成30年3月31日）

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表は、現総代の任期満了に伴う総代選挙の時から適用し、それまではなお従前の例による。

附 則（認可 令和2年7月7日2農政第24135号、変更 令和2年6月27日）

- 1 この規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

附 則（認可 令和3年4月6日3農政第2075号、変更 令和3年3月27日）

- 1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、別表は、現総代の任期満了に伴う総代選挙の時から適用し、それまではなお従前の例による。

別 表

選挙区	区 域	選挙すべき 総代の数
第1区	東かがわ市坂元、馬宿、南野、黒羽、川股、吉田	6人
第2区	東かがわ市引田、小海	7人
第3区	東かがわ市松原、伊座、帰来、白鳥、湊、東山、西山、与田山、入野山、五名	16人
第4区	東かがわ市三本松、水主、中筋、川東、横内、西村	<u>10人</u>
第5区	東かがわ市馬篠、小砂、土居、中山、三殿、町田、松崎、落合、大谷、小磯、大内	8人
第6区	さぬき市大川町	12人
第7区	さぬき市寒川町	10人
第8区	さぬき市長尾名、長尾東、長尾西、昭和、前山、造田乙井、造田是弘、造田野間田、造田宮西、多和	18人
第9区	さぬき市津田町	8人
第10区	さぬき市鴨部	6人
第11区	さぬき市鴨庄、小田	9人
第12区	さぬき市志度、末	9人
第13区	三木町大字池戸、平木、鹿伏、井上、鹿庭、奥山、下高岡、井戸	<u>22人</u>
第14区	三木町大字田中、朝倉、小養	7人
第15区	三木町大字氷上、上高岡	8人
第16区	高松市香川町浅野、大野、寺井	11人
第17区	高松市香川町川内原、川東下、川東上、東谷、安原下、塩江町安原下	13人
第18区	高松市塩江町安原上、安原上東、上西甲、上西乙	5人
第19区	高松市香南町	<u>11人</u>
第20区	直島町	4人
第21区	高松市林町、六条町、上林町	8人
第22区	高松市下田井町、東山崎町、元山町	6人
第23区	高松市川島東町、由良町、川島本町	8人
第24区	高松市亀田南町、十川東町、十川西町、小村町	8人
第25区	高松市西植田町、池田町、東植田町、菅沢町	11人
第26区	高松市前田東町、前田西町、亀田町	6人
第27区	高松市一宮町、三名町、鹿角町、成合町、寺井町、女木町、男木町	<u>10人</u>
第28区	高松市仏生山町	5人
第29区	高松市多肥上町、多肥下町、出作町、太田上町の一部、太田下町の一部	9人
第30区	高松市三谷町	<u>7人</u>
第31区	高松市木太町、松島町の一部、春日町川西免	9人
第32区	高松市勅使町、松並町、西春日町、上天神町、田村町、東ハゼ町、紙町、西ハゼ町、三条町、室町、室新町	6人
第33区	高松市高松町、新田町、春日町	12人
第34区	高松市屋島西町、屋島中町、屋島東町	8人
第35区	高松市牟礼町	13人
第36区	高松市庵治町	9人

選挙区	区 域	選挙すべき 総代の数
第37区	高松市朝日町、朝日新町、福岡町、松福町、松島町一丁目、松島町二丁目、松島町三丁目、松島町の一部、多賀町、観光町の一部、上福岡町の一部、城東町、東浜町一丁目、通町、井口町、末広町、築地町、塩屋町、塩上町一丁目、塩上町二丁目、塩上町三丁目、塩上町、福田町、八坂町、花園町、楠上町、北浜町、本町、鶴屋町、玉藻町、丸の内、内町、片原町、百間町、大工町、今新町、御坊町、古馬場町、瓦町、常磐町、観光通、東田町、藤塚町、藤塚町一丁目、藤塚町二丁目、藤塚町三丁目、寿町、西の丸町、西内町、兵庫町、古新町、磨屋町、紺屋町、丸亀町、鍛冶屋町、南新町、亀井町、田町、中新町、旅籠町、浜ノ町、サンポート、錦町、番町、天神前、中央町、中野町、亀岡町、瀬戸内町、扇町、幸町、昭和町、紫雲町、宮脇町、茜町、西町、新北町、西宝町（郷東地区を除く）、峰山町、栗林町、桜町、花ノ宮町、上之町、鶴市町台山地区	16人
第38区	高松市太田上町の一部、太田下町の一部、伏石町、松縄町、今里町、今里町一丁目、今里町二丁目、上福岡町の一部、観光町の一部	8人
第39区	高松市円座町、西山崎町	7人
第40区	高松市檀紙町、中間町、御願町	11人
第41区	高松市鬼無町、川部町、岡本町	16人
第42区	高松市郷東町、鶴市町、飯田町	8人
第43区	高松市香西本町、香西東町、香西西町、香西南町、香西北町	6人
第44区	高松市植松町、中山町、生島町、神在川窪町、亀水町	9人
第45区	小豆島町西村、草壁本町、神懸通、片城、安田、木庄、橘、岩谷、当浜、苗羽、馬木、古江、堀越、田浦、坂手、福田、吉田	19人
第46区	小豆島町蒲生、池田、室生、二面、吉野、蒲野、神浦、中山	9人
第47区	土庄町土庄、淵崎、上庄、笠ヶ滝、小馬越、肥土山、黒岩、豊島唐櫃、豊島家浦、豊島甲生	18人
第48区	土庄町小海、見目、屋形崎、馬越、小部、大部	5人
第49区	土庄町伊喜末、小江、長浜、滝宮	5人
第50区	綾川町陶、千疋、畑田	18人
第51区	綾川町粉所西、粉所東、西分、東分、山田上、山田下、羽床上、牛川	17人
第52区	綾川町滝宮、萱原、北、羽床下、小野	12人
第53区	高松市国分寺町	20人
第54区	坂出市青海町、大屋 富 町、高屋町、神谷町、王越町	13人
第55区	坂出市林田町	10人
第56区	坂出市青葉町、旭町、池園町、入船町、岩黒、江尻町、大池町、笠指町、川崎町、京町、久米町、寿町、駒止町、小山町、御供所町、坂出町、沙弥島、昭和町、白金町、新浜町、瀬居町、谷町、築港町、中央町、常盤町、八幡町、花町、櫃石、福江町、福江町一丁目、福江町二丁目、福江町三丁目、富士見町、文京町、本町、宮下町、室町、元町、横津町、与島町、西大浜北、西大浜南、沖の浜、番の州	10人
第57区	坂出市府中町、加茂町、西庄町	13人
第58区	宇多津町	6人
第59区	坂出市川津町	8人
第60区	丸亀市綾歌町栗熊東、栗熊西、富熊	12人
第61区	丸亀市飯山町上法軍寺、下法軍寺、東小川	9人
第62区	丸亀市飯山町西坂元、真時、川原、東坂元	12人
第63区	丸亀市綾歌町岡田上、岡田下、岡田西、岡田東	10人
第64区	まんのう町勝浦、川東、中通、造田	8人
第65区	まんのう町神野、岸上、五條、四條、真野、吉野、吉野下、炭所東、炭所西、長尾、東高篠、西高篠、公文、羽間	27人
第66区	まんのう町生間、後山、追上、大口、買田、佐文、塩入、七箇、新目、帆山、宮田、山脇	11人
第67区	丸亀市飯野町東二、西分、東分、土器町北、東、西	12人

選挙区	区 域	選挙すべき 総代の数
第68区	丸亀市郡家町、三条町、川西町北、南、垂水町	<u>19人</u>
第69区	丸亀市本島町、広島町、手島町、牛島、土居町、城東町、城西町、城南町、中府町、幸町、西本町、富士見町、御供所町、北平山町、西平山町、大手町、風袋町、瓦町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、港町、通町、富屋町、浜町、本町、福島町、新町、塩飽町、南条町、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、昭和町、蓬萊町、今津町、津森町、天満町、塩屋町、前塩屋町、新浜町、柞原町、山北町、田村町、原田町、金倉町、新田町、中津町	20人
第70区	琴平町	9人
第71区	善通寺市	<u>36人</u>
第72区	多度津町	18人
第73区	三豊市山本町	<u>16人</u>
第74区	三豊市財田町	11人
第75区	三豊市高瀬町上高瀬、新名、下勝間、上勝間、比地中、比地	18人
第76区	三豊市三野町	<u>16人</u>
第77区	三豊市高瀬町下麻、上麻、佐股、羽方	12人
第78区	三豊市豊中町	<u>22人</u>
第79区	三豊市詫間町	<u>14人</u>
第80区	観音寺市観音寺町、有明町、八幡町、三本松町、琴浪町、瀬戸町、昭和町、坂本町、伊吹町、天神町、茂木町、南町、栄町、幸町、茂西町、西本町、港町	6人
第81区	観音寺市室本町、高屋町	6人
第82区	観音寺市流岡町、村黒町、植田町、出作町	7人
第83区	観音寺市吉岡町、本大町、中田井町、古川町	6人
第84区	観音寺市新田町、原町、池之尻町、栗井町	12人
第85区	観音寺市木之郷町、柞田町	10人
第86区	三豊市仁尾町	8人
第87区	観音寺市豊浜町和田浜、姫浜	4人
第88区	観音寺市大野原町、豊浜町和田、箕浦	30人
合計		1,000人